

第14回

金融審議会公認会計士制度部会

2006年12月18日

金融庁 総務企画局

午後1時01分 開会

○関部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、金融審議会の公認会計士制度部会の第14回の会合を開催いたします。本日は皆様ご多忙のところご参加いただきまして、大変ありがとうございます。

本日の会議につきましても公開ということでご了解をいただきたいと存じます。

本日は、渡辺金融担当副大臣からごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○渡辺金融担当副大臣 委員の先生方におかれましては、10回に及ぶご討議、まことにありがとうございました。年末の差し迫った中で、いよいよ大詰めでございます。きょうは、私、おとなしく黙って聞いておりますので、自由闊達なご意見を賜ればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○関部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に移らせていただきます。

この公認会計士制度部会もこの4月に再開いたしましてから本日で10回目の会合となります。前回までの会合におきまして、公認会計士・監査法人制度等のあり方に関する諸論点について、幅広いご議論をいただいたところでございます。本日以降の会合では、これまでの議論をもとに金融審議会・公認会計士制度部会としての報告書の取りまとめに向けた議論をお願いしていきたいと考えております。

本日は、事務局の方で、これまでの議論を踏まえて、報告書案を作成していただきましたので、まず事務局からこれについて説明していただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○大来課長補佐 それでは、お手元資料の1-1、申しわけございません、開始直前に差し替えがございましたけれども、右肩に1-1が抜けていたもので、差し替えさせていただいたという理由だけでございます。その差し替えさせていただいた資料1-1、まず私の方から朗読を申し上げ、その後、課長の池田の方から補足的な説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、早速読み上げさせていただきます。1枚おめくりいただきまして、1ページ目から、金融審議会・公認会計士制度部会報告（案）ということで、公認会計士・監査法人の制度の充実・強化について。

1、はじめに。我が国の証券市場が、「貯蓄から投資」への流れの中、その機能を十全に発揮していくためには、企業財務情報についての情報開示が適正になされることが不可欠となる。

その際、公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものである。

近時、企業活動の多様化・複雑化・国際化が進展する中、監査業務も複雑化・高度化している。その一方で、公認会計士監査をめぐる非違事例等、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が生じており、これらは組織的監査の重要性を改めて浮き彫りにしている。

現行の監査法人制度は、5人以上の公認会計士が組織して、監査証明業務を行うものとして、昭和41年（1966年）に創設されたものである。しかしながら、現状に目を向けると、個人事務所・中小監査法人については引き続き組織化の進展が課題となっている一方で、大規模監査法人については、社員数が数百人を超え、20以上の主たる事務所を全国に開設するなど、制度と現状の間に大きな乖離が生じている。

以上の問題意識に立って、当部会においては、平成18年4月から〇回にわたる会合を開催し、公認会計士・監査法人制度のあり方等について総合的な検討を行ってきた。本報告はその検討結果を取りまとめたものであり、当局においては今後本報告書に示された考え方を踏まえ、公認会計士・監査法人制度の早急な整備を進めることが期待される。

なお、公認会計士・監査法人制度の見直しに当たっては、以下の点について留意しておくことが重要であることを付言しておきたい。

まず、企業財務情報及び会計監査の適正を確保していく上では、監査法人の側における取組みに加えて、開示企業の側におけるガバナンスの充実・強化等も大きな課題であり、このための真剣な取組みが期待される。

また、今後、公認会計士・監査法人には、企業経営のあり方やリスク等を見る目がますます求められるところである。このためには、監査業務以外の領域をも含めた幅広い知識・経験等が求められるところであり、従来の規制がこうした要請への対応を過度に制約することとならないように配慮していくことが必要である。

さらに、会計監査の充実・強化を図っていく上で、それを担う有意な人材の確保・育成が極めて重要な課題となる。このためにも、監査業務に対する国民の信頼を確保していくことが喫緊の課題であり、関係者の前向きな取組みが期待される。

2、監査法人等における品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーのあり方。監査法人の品質管理については、企業会計審議会において昨年10月に監査に関する品質管理基準が策定され、一定の対応が取られたところであるが、監査の質の確保に向けて、さらなる制度的枠組み整備が求められる。

(1) 適切な品質管理体制の構築・運用。監査の質を確保していくためには、監査法人において適切な品質管理体制が構築されるとともに、それが個々の監査において適切に運用されていくことが重要である。また、監査法人におけるガバナンス、品質管理体制の構築・運用においては、監査法人の規模等に留意しつつ、i) 監査証明業務を執行する者、ii) 監査の審査等、品質管理を担当する者、iii) 品質管理体制の構築・運用等を含め、業務運営に関する意思決定を行う者、のそれぞれがその機能を適切に果たしていくことが重要である。

現行の公認会計士法上、監査法人は、業務を公正かつ的確に遂行するために、業務管理体制を整備しなければならないこととされているが、これは単に体制を形式的に構築するにとどまらず、それを日常、適切に運用していくことが求められるものと考えられ、この点について更なる規定の明確化を図っていくことが適当である。

また、業務管理体制の整備に当たって、上記 i) から iii) の者の役割分担が明確なものとしていくよう、所要の規定の整備を図っていくことが適当である。

(2) 監査法人の社員資格の拡大。現行法上、監査法人の社員は公認会計士でなければならないとされている。この点については、今後、監査法人において適切な業務運営を確保し、実行性のある組織的監査を実施していくためには、監査法人において経営・財務、内部統制、ITなどを含めて広範な知識と経験が求められていくものと考えられ、公認会計士でない者にも監査法人の社員資格を認めていくことが適当である。

その際、監査法人制度が、本来、公認会計士監査を組織的かつ適正に行うために設けられたものであることにかんがみ、社員に占める公認会計士の割合や理事会等の業務運営に関する意思決定機関の参加者に占める公認会計士の割合等については、一定の下限を設けることが必要であると考えられる。

また、監査法人に対する外部者による支配を防止する等の観点から、社員の範囲は当面、業務に従事する社員たる自然人に限ることが適当であると考えられる。

さらに、公認会計士でない者に社員資格を拡大する場合には、公認会計士でない社員の義務・責任等について明確にしておくことが必要である。また、無資格者による脱法的な業務執行などが生じないよう、非公認会計士が行うことのできない監査業務の範囲の明確化や、非公認会計士による脱法的な行為等を適切に防止するための監査法人のガバナンス・品質管理体制の徹底等を図っておくことが求められる。

(3) 監査法人等による開示の義務付け。監査法人における適切な品質管理体制を確保していくに当たっては、監査法人自身の透明性を高めることにより市場規律を働かせ、その中で各

監査法人の自立的な取組みを促していくことが有効であると考えられる。

現行の公認会計士法においては、監査法人による当局への報告義務は存在するが、一般への開示義務は存在しない。この点、本年6月に施行されたEU第8次指令においては、各国の会社法等で求められている計算書類の公告等に加えて、監査事務所のガバナンス構造、品質管理体制、売上高の内訳（監査報酬の内訳等を含む）などについての情報開示が義務付けられている。これらの開示項目を参考として、監査法人に対して、適切な情報開示を義務付けていくことが適当である。

なお、仮に有限責任形態の監査法人制度が導入される場合には、財産的基盤の透明性を確保しておく観点から、有限責任形態の監査法人においては、貸借対照表、損益計算書等の財務書類についてのより詳細な開示を義務付けていくことが適当である。

また、個人事務所については、ガバナンス構造等について、監査法人と同水準の情報開示を求めることには困難な面があるが、監査の質の管理等の観点から少なくとも品質管理に係る基本的な情報については、開示を義務付けることが必要であると考えられる。

3、監査人の独立性と地位の強化のあり方。公認会計士・監査法人による監査の適正性を確保していくためには、監査人が独立した立場に立ち、経営者等との関係において強固な地位を保持しながら監査を行っていくことが重要であり、そのための枠組みを整備していくことが求められる。

(1) 独立性の確保に向けたルールの整備等。監査人の独立性を確保する観点から、監査人は独立した立場においてその業務を行わなければならないとの一般的・総則的規定を設けるとともに、それを補強するための手段として、以下の方策を講じていくことが適当である。

監査証明業務に関与した公認会計士が、退職後担当していた会社等の取締役、監査役等の幹部に就任した場合に、その就任先に対し出身監査法人が監査証明業務を提供すること、及び監査証明業務に関与した公認会計士が退職後に被監査会社の幹部へ就職することについては、現行制度上、制限が存在するところであるが、証券取引法上の監査が連結ベースで行われていること等を考慮すると、制限先を被監査会社の親会社や連結子会社等の幹部にまで広げていくことが適当である。

日本公認会計士協会の倫理規則において、監査人は、特定の関係先または関与先グループから継続的に受け取る報酬が収入の大部分（50%超）を占めること等により、独立性の保持に疑いをもたれるような関係や外観を呈しないよう留意しなければならないこととされているが、本ルールの徹底を図っていくことが適当である。

なお、監査報告書において公認会計士・監査法人と被監査会社等との利害関係に関する記述が求められる範囲について、公認会計士・監査法人の独立性を確保するという制度の趣旨を踏まえつつ、国際的な制度との整合性を図っていくことが適当であるとの指摘があった。

(2) いわゆるローテーション・ルールの整備。いわゆるローテーション・ルールのあり方を考えていくに当たっては、イ) 被監査会社との「癒着」の可能性を低める、ロ) 交代を機会に監査に新しい視点が導入されることが期待されるといった利点と、ハ) 監査人の知識・経験の蓄積が中断される、ニ) 監査人、被監査会社に交代に伴うコストが生じる、といった問題点との適切なバランスを考慮していく必要がある。

現在、ローテーション期間については、継続監査期間7年、監査禁止期間2年とされているところであるが、大規模監査法人において上場会社の監査を担当する主任会計士に関しては、日本公認会計士協会のルールにより継続監査期間5年、インターバル期間5年とされているところである。このことを踏まえ、法令においても同様の規定を整備することが適当である。

また、新規公開企業については、公開準備等の過程において監査人が一定期間、監査に関連する業務を提供することが一般的であることを考えると、公開後の最初の継続監査期間について、一定の短縮を図ることが適当である。

なお、監査法人の交代制の義務付けについては、監査人の独立性確保を徹底するとの観点から意義があるとの指摘がある一方で、i) 監査人の知識・経験の蓄積の中断、ii) 監査人、被監査会社に生じる交代に伴うコスト、iii) 被監査会社の活動の国際化や監査業務における国際的な業務提携の進展等の中での国際的な整合性の確保、iv) 大規模監査法人の数が限定されている中での交代の実務上の困難さ、等の観点からその問題点が指摘されているところであり、少なくとも現状においてこれを導入することについては、慎重な対応が求められる。

また、現行法上、いわゆるローテーション・ルールは、被監査会社が「大会社等」に該当するか否かによって適用の有無が判断されている。仮にローテーション・ルールが強化される場合には、この「大会社等」について、その範囲が見直されるべきであるとの指摘があった。

(3) 監査人の選任・監査報酬の決定等に関する適切な枠組みの整備。監査人は、被監査会社と監査契約を締結し、被監査会社から報酬を得て監査を行うこととなるが、その過程において監査人の独立性や地位が損なわれることがないように、監査人の選任・監査報酬の決定等について適切な枠組みを整備していくことが求められる。

①監査人選任・監査報酬の決定。監査人が監査の対象である被監査会社の経営者との間で監査契約を締結し、監査報酬が被監査会社の経営者から監査人に対して支払われる、という仕組

みには「インセンティブのねじれ」が存在しており、これをどのように克服していくかが重要な課題となる。

この点について、諸外国においては、監査人の選任、報酬決定について、経営者を監視する立場に立つ監査委員会に責任を持たせることにより、「インセンティブのねじれ」を克服しようとするのが趨勢となっている。

こうした中、我が国においては、会社法において会計監査人の選任に関する議案の提出について監査役等の同意権が付与されているとともに、会計監査人選任議案の提出について監査役等の請求権が規定されている。また、会計監査人の報酬の決定についても、会社法上、監査役等の同意権が規定されたところであるが、監査人の独立性を一層強化する観点から、例えば監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与していくことが適当である。

その次の部分は「P」となっております。

続きまして、7ページ、また監査報酬・監査時間については、被監査会社に係る監査上のリスクを踏まえて適切な監査計画が策定され、当該計画に沿って適切な水準が確保されていくことが重要と考えられる。

この点に関しては、監査時間の見積りに関する日本公認会計士協会の研究報告等についてさらなる内容の充実を図りつつ、その成果を実際の監査計画の策定等に当たって適切に活用していくことが期待される。

なお、上場会社に係る監査報酬について、証券取引所が被監査会社や株主からいったん徴求し、証券取引所が直接各監査人に対して報酬を支払う、との仕組みを設けるべきではないかとの指摘があるが、これは被監査会社の規模等により外形的に報酬額を決めるものとなりかねず、かえって監査上のリスク等が監査報酬に反映されにくい枠組みとなるのではないかとの懸念があり、慎重な対応が必要と考えられる。

②監査報酬の開示。財務書類の信頼性を高め、監査の質を確保するとの観点からは、どのような対価の下での監査を経て作成された財務書類であるかについて、企業が一層の説明責任を果たすことが求められる。

有価証券報告書等における被監査会社による監査報酬の開示については、現行制度上、必ずしも明確に義務付けられていない、開示のベースが連結・単体など企業ごとに区々であり、比較可能性が乏しい等の問題点が指摘される場所である。監査報酬の開示を明確に義務付け、開示のベースを統一していくとともに、企業における監査報酬の決定方針についても適切な開示を求めていくことが適当である。

また、監査法人においても、その開示において、監査報酬の内訳や法人内部における監査報酬の振り分けの方針など、監査報酬に関する適切な情報の開示が求められていくべきである。

③監査任交代時の対応。監査人の交代については、監査人の独立性や地位が脅かされる形での交代を防止する等の観点から、交代が生じた際の情報開示について、その充実・強化を図っていくことが適当である。

このため、現在、取引所の規則において上場会社に求められている監査人の交代に係る適時開示について、交代があった旨に加えて、交代の理由についても十分な開示を求めていくことが検討されるべきである。また、証券取引法上の臨時報告書やその後の有価証券報告書等においても、上場会社以外の開示会社も含めて、適切な開示が求められるべきである。

また、監査人の交代があった場合、監査人からも適時に開示がなされることが重要であり、監査人の交代の際に会社と監査人との間に意見の不一致があった場合等には、例えば、会社の臨時報告書や証券取引所における開示等を通じて監査人から適切な開示が行われていくよう制度の整備が図られるべきである。

④不正・違法行為発見時の対応等。監査人の独立性や監査の実効性等を強化する観点から、監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合であって、監査役等に報告するなど、被監査会社の自主的な是正措置を促す手続を踏んだ上でもなお改善が図られないと考えられるときは、当局への報告を義務付けていくことが適当である。

また、発行会社の取締役等が、財務書類に係る監査に重要な影響を及ぼすこと等を目的として、監査人に対して強圧、操作等の行為を行うことを禁止することについても検討が進められるべきである。

4、監査法人等に対する監督・責任のあり方。（1）監査法人等の責任のあり方。会社が作成した虚偽のある財務書類について、公認会計士が虚偽の証明を行った場合など、非違事例があった場合など、当該公認会計士に刑事・行政・民事上の責任が及ぶほか、当該公認会計士を社員とする監査法人にも種々の責任が及ぶこととなる。

監査法人の責任のあり方を考えるに当たっては、刑事・行政・民事それぞれの責任の間の適切なバランスに留意しつつ、非違の抑止等の観点から、全体としての適切な水準を確保していくことが重要となる。

①刑事責任のあり方（P）。組織的監査における監査法人の役割の重要性にかんがみると、虚偽証明を行った公認会計士を社員とする監査法人についても刑事罰（両罰規定）を及ぼすべきではないか、との論点がある。

この点、刑事罰を監査法人に科すことについては、当該監査法人の信用失墜、所属公認会計士の離散等のリスクが大きすぎるのではないかと、監査の要諦は個々の公認会計士が個人として責任をもって臨むことにあるのであり、会社一社員の関係になぞらえて両罰規定を置くことは過剰ではないかと、との指摘がある。

一方、監査契約の当事者は監査法人であり、また監査法人は所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にあることにかんがみれば、監査法人に対して刑事罰を科すことは非違の抑止等の観点からも必要な措置ではないかと、との指摘がある。

一般に、監査法人による適正な監査を確保していくためには、様々な行政的な手法を通じて機動力をもって個々の非違事例等に的確に対応し、監査法人の品質管理体制等の是正や教育的な改善を図っていくことが重要となる。行政的な手法の多様化等では非違の抑止等の観点から十分でないと考えられる場合に、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではないが、非違事例等に対しては、行政的な手法の多様化等により対応することがまず求められることに留意する必要がある。

さらに、この点については、法的な観点からも、i) 我が国の刑事法制の体系のもとでは、法人に対する刑事罰は行為者の選任監督にあたっての（法人の）過失責任を問う両罰規定に基づいて行われており、諸外国のように法人の犯罪能力そのものが認められているわけではない。監査法人そのものに直接罰則を課すことはできず、選任監督上の過失を問う両罰規定という法形式によらなければならないとされている、ii) 公認会計士（監査法人の社員を含む）による虚偽証明という行為は、現在、証券取引法上の虚偽記載罪の共犯として責任追及される場合がある。この虚偽記載罪については、両罰規定が設けられているものの、同罪が有価証券報告書等の提出者のみを名宛人としているため、名宛人ではない公認会計士の行為に基づき、監査法人に適用することはできない。

また、虚偽証明罪の名宛人ではない公認会計士の共犯行為に基づき、監査法人を罰する規定を虚偽記載罪について設けることもできない。したがって、仮に監査法人に対して両罰規定を設けようとするならば、公認会計士個人について例えば虚偽証明罪などを新設することが必要となるが、監査法人に対する両罰規定を導入することのみを目的として、これを行うことが妥当か、等の問題があり、これらについて引き続き十分な検討を行っていく必要がある。

②行政上の責任のあり方（P）。現在、監査法人に対する行政処分の類型は戒告、業務停止命令、解散命令に限定されているが、個別の非違事例に応じて、適切に行政上の責任を問うて

いくことを可能とするため、以下のような方策を講じることにより、処分類型の多様化を図っていくことが適当である。

監査法人の社員が虚偽証明を行った場合等に行政がその監査法人の適切な運営を確保するために講ずべき事項等を示し、改善計画の提出を求めるなどの行政処分の類型（いわゆる業務改善命令）を導入する。

現行制度上、監査法人の中で個人として行政処分の対象となり得るのは、監査業務を執行した社員に限定されているが、個別の監査の審査等品質管理に責任を有する者や品質管理体制の整備その他の業務運営に責任を有する者に問題があると考えられる場合に、これらの者の職を解くことを命令する行政処分の類型（いわゆる役員等解任命令）を導入する。

非違事例を行った公認会計士に必要な知識・経験等が欠けていると判断されるような場合には、例えば業務改善指示等の一環として専門職業教育・訓練を要求していく等、事案に応じた適切な対応を図る。

監査の質の維持・向上、非違の防止等を図っていく観点から、個人の公認会計士についても、監査法人と同様に、その業務の遂行の方法が著しく不当な場合には、行政が必要な指示や処分を行うことを可能とする。

また、行政上の責任を問う手段を多様化する観点からは、非違事例を行った監査法人に対して、行政が経済的な手段による対応を行うことを可能とすることが極めて重要となる。業務停止処分は行政上の責任を問う上で、1つの重要な手段ではあるが、監査という本来継続的な業務について停止を迫ることで、善意の被監査会社についても影響が及ぶとの問題点が存在し、状況によっては、国際的な監査ネットワークへの影響も懸念される。

監査法人の非違行為に対しては、引き続き厳正に対処していくことが必要であるが、善意の被監査会社への影響等を回避していくためには、諸外国において一般的である非違事例を行った監査法人に対する課徴金等の納付制度の導入についての真剣な検討が求められる。

なお、個人の公認会計士（監査法人の社員を含む）が虚偽証明を行った場合、当該個人の故意・過失の別に応じて、当該個人に対する行政処分の類型の範囲が異なっているが、過失に基づく虚偽証明の中には、故意の場合と同様に悪質な事案も想定されることから、現在の種類の範囲を見直すべきではないか、との指摘がある。一方で、現実の量定等を見ると、過失に基づく虚偽証明についての量定が法定の量定の上限に接しているとの状況等には必ずしもなく、見直しの必要性等につきさらなる吟味を行った上で、対応が検討されるべきである。

③民事責任のあり方（P）。現行制度における監査法人の社員の民事責任の形態については、

合名会社制度をベースに無限連帯責任とされており、監査法人の財産だけでは完全に弁済できない損害賠償債務がある場合には、非違行為に関係を有しない社員を含む全ての社員が連帯して弁済する責任を負うこととされている。

この点については、現在、諸外国において有限責任形態の監査事務所が一般化し、また、我が国においても例えば社員が数百人を超える大規模な監査法人が出現している現状等にかんがみると、現行の無限連帯責任形態の監査法人制度に加えて、有限責任形態の監査法人制度を導入し、非違行為に関係を有しない社員については有限責任化の途を開いていくことが適当である。

ただし、監査法人の社員に民責任の有限責任化の途を開く場合、そのような監査法人については、品質管理、ガバナンス、ディスクロージャー、財務基盤の充実等に関して十分な対応が図られることを前提としていくべきであり、以下の方策が講じられるべきである。

有限責任形態の監査法人には、以下に述べる最低資本金制度等の遵守を担保するため、例えば登録などを義務付けていくことが必要である。

監査法人が有限責任形態を選択する前提として、i) 監査証明業務を執行する者、ii) 監査の審査等、品質管理を担当する者、iii) 品質管理体制の構築・運用等を含め、業務運営に関する意思決定を行う者の役割分担に留意した適切な品質管理・ガバナンス体制の構築・運用を求めていくべきである。

有限責任形態の監査法人については、ガバナンス構造等に係る開示に加えて、貸借対照表、損益計算書等の財務書類について十分な開示を義務付けるべきである。

有限責任形態の監査法人については、第三者がその責任形態を誤認することを防止するための所要の措置を講じるべきである。

有限責任形態の監査法人については、被害者救済等の観点から財務基盤の充実が必要であり、i) 最低資本金規制を設けるとともに、ii) 剰余金の配当を行う際にその一定割合の額の準備金等の計上を義務付けることが検討されるべきである。

さらに、そのような監査法人に対して保証金の供託や損害賠償責任保険への加入を義務付けることについても検討すべきである。

また、監査法人が負う損害賠償責任の範囲に関しては、これを限定する目的で、被監査会社からの損害賠償請求額の上限設定（いわゆるキャップ制）や第三者に対する損害賠償についての過失割合に応じた被監査会社との按分（いわゆる比例責任制）の導入についての議論がある。

この点については、i) 一般私法上の責任を当事者の意思にかかわらず縮減することになる、

ii) 複数の加害者による第三者に対する損害賠償責任は、一般私法上、連帯責任と考えられていることと相容れない、iii) 被害者救済への影響が生じる、等の問題があり、将来的な検討課題として位置付けていくことが適当である。

(2) 監査法人等に対する監督のあり方。①公認会計士・監査法人によるモニタリングのあり方。公認会計士・監査審査会によるモニタリングについては、現行、公認会計士・監査審査会が日本公認会計士協会からの品質管理レビューの結果報告を受理し、公認会計士・監査審査会は、当該結果報告に関して、公認会計士、監査法人等に対する報告徴求、立入検査を行うことができることとされている。

専門職業士団体の自主規律を活用していくことは、有効かつ効率的な監督を行っていく上でも重要であり、公認会計士・監査審査会によるモニタリングは、日本公認会計士協会による品質管理レビューを前提として行っていくことが現実的であると考えられるが、監査の質の管理のために必要があると認められるときには、品質管理レビューを待たずに公認会計士、監査法人等に対して機動的に報告徴求、立入検査を行うことができるよう、規定上明確に手当てをしておくことが適当である。

また、日本公認会計士協会の品質管理レビューについては、一層の透明性の確保を図るとともに、個別の監査に係る問題事例には、綱紀委員会等と連携して適切な対応を図るなど、実効性を高める取組みが求められる。

②外国監査事務所に対する検査・監督のあり方。証券市場の健全性を確保していくためには、我が国において提出される有価証券報告書等に関し、外国監査事務所が行う監査業務についても、その品質管理が適切になされていることが必要となる。このため一定の外国監査事務所に対しては、例えば当局への届出または登録を義務付け、検査・監督の対象としていくことが適当である。

5、その他。①社員の競業禁止規定のあり方。監査法人における社員の競業禁止の規制については、この存在が個人の公認会計士による監査法人の組織化を敬遠させているのではないかとの指摘がある。例えば監査法人の全社員の同意がある場合に、当該監査法人の社員が非監査証明業務を提供することについては、これを容認していくことが適当である。ただし、監査法人が監査証明業務を提供している先に対して、当該監査法人の社員が非監査証明業務を同時に提供することがないよう、所要の手当てを併せて行うことが必要である。

②継続的専門研修制度のあり方。専門職業士たる公認会計士には、その専門的知識等を絶えず新たなものとしていくべく、資格取得後も、継続的に研鑽を積んでいくことが強く求められ

る。このために、日本公認会計士協会がその規則において定めている継続的専門研修制度については、履修のさらなる徹底を行う等、その充実が図られるべきである。

○関部会長 どうもありがとうございました。

資料の中に、「P」という記号とカッコしてある部分があると思いますが、なぜこういう取扱いにしているのかということを含めて、問題意識を企業開示課長からお話しさせていただきます。

○池田企業開示課長 それでは、今、部会長からありましたように朗読させていただきました報告書案では、大きく2カ所に「P」が付してあります。1つは、6ページから7ページにかけての監査人の選任監査報酬の決定の部分であります。

この点につきましては、これまでの部会で、監査人の独立性を一層確保していくという観点から、こうした監査人の選任の議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与していくことが適当であるのではないかという意見を多くの委員の方からいただいていたところでありませう。

そのことは6ページのところに、記述をしておりますが、その上で、そうしたことを行っていくとしたときの具体的な方法、タイミングについてさらに一部の委員の方からは、こうした点は、上場会社等において特に強く求められているところであるので、上場会社等の監査については、速やかに見直しを行うことができないかのご意見があったところでありませう。

一方で、このことについて考えて見ますと、仮に上場会社等に限って、例えば証券取引法等において、措置をするといたしましても、これは結果として会社法上の取締役等の業務執行者の権限をその範囲において制限をすることになりますので、これは会社法上の内部関係にかかる基本的な事項にかかわることであって、その点から十分な検討が必要ではないかのご意見も前回出されたところがございます。

こうしたこの2つのご意見がある中で、これらについてどのように考え、報告書においてどのように記述していくかという点について、さらなるご意見をいただきたいと考えまして、本日は「P」ということで提示をさせていただいております。

それから、もう1つのかたまりは8ページの終わりから始まっております監査法人等の責任の関係の部分の全体を「P」とさせていただいているところがございます。

この点については、8ページ目の一番下のところから記載していますように、監査法人の責任のあり方を考えるに当たっては、刑事、行政、民事、それぞれの責任の適切なバランスに留意しつつ、非違の抑止等の観点から、全体としての適正な水準を確保していくと。全体として

適正な水準を確保していくということが重要だという議論がされてきたところであります。

その中で、民事上の責任のあり方につきましては、これまでの審議におきまして、こうしたことをやるのは時期尚早であるというご意見も一部にいただいておりますが、多くの委員の方からは本日のドラフトにも書いてございますように、有限責任形態の法人制度の導入を検討すべきであるのご意見をいただいているというふうに受け止めております。

この点についても、本日さらにご議論をいただきたいと思うわけですが、仮に有限責任形態の法人制度の導入を検討していくのだとしますと、全体として適正な責任の水準を確保していくという観点からいたしますと、刑事上の責任、あるいは行政上の責任、少なくともいずれかにおいて経済的なペナルティを適切においていくということが必須になるのではないかとこのように考えられるところであります。

この点に関しては、刑事罰、あるいは課徴金の導入という論点のもとで、当部会においてこれまでもさまざまなご議論をいただいておりますけれども、当局の方では、当部会の議論の状況も踏まえながら、並行して法制面での検討も進めてきているところでございまして、この法制面での検討は、今後も続けていく必要があるわけですが、きょうのドラフトでは幾つかのポイントについて記載をさせていただいているところでございます。

まず、刑事責任のあり方につきましては、9ページの下の方で「さらに」以降から、i)、ii) というふうに打たせて記載させていただいておりますが、まず1つには、我が国の刑事法制の体系のもとでは、諸外国、とりわけ米とは異なって、法人に犯罪能力というものが認められておらず、法人に刑事罰を適用しよういたしますと、行為者の選任監督にかかる法人の過失責任を問うという形でのいわゆる両罰規定ということが唯一の方法となっているところでございます。

英米等では、法人の故意等の要件のもとに、監査法人に対する刑事罰が設けられておりまして、実際に適用例はアメリカの場合ではないと言われておりますし、またイギリスの場合でもほとんどないとされておりますが、いわばこの審議会でもありましたが、伝家の宝刀として刑事罰が設けられているという状況かと思えます。

しかしながら、我が国の法制下では、両罰規定以外の刑事罰を設けることはできないということでありまして、こういう法人の故意等の要件を設けるとするのは、難しいという状況の中で監査法人の非違行為等に対して、相応の刑事罰を導入することが可能かどうかという論点があるのだというふうに考えております。

それから、ii) のところにありますように、現在、公認会計士個人によります虚偽証明は発

行会社の役員等によります有価証券報告書等の虚偽記載罪の共犯として論じられているところ
でございますが、この虚偽記載罪というのは、有価証券報告書等の提出者のみを名宛人とし
ます、いわゆる身分犯であるということでございます、この身分犯についての共犯行為に基
づいて、監査法人に両罰規定を設けることは難しいというのが私どもが検討してきたところ
でのとりあえずの結論でございます。

そうしますと、仮に監査法人に対する両罰規定を導入しようとする場合には、ここにござ
いますように公認会計士個人について例えば虚偽証明罪というような新しい罪を構成して、そ
れについて監査法人に両罰規定を設けるということが必要になるのだろうと考えられます。

ただ、この点については、既に虚偽記載罪の共犯として論じられてきている、そうした行為
について虚偽証明罪といった新しい罪を構成することが妥当なのか、とりわけそれが仮に両罰
規定を設けることを目的にそういう構成をするということが妥当なのか等の問題があるとい
うことを記載させていただいております。

一方、行政責任のあり方、特に課徴金制度の導入につきましてですが、これにつきましては、
仮に非違行為に対して、経済的なペナルティを科すとすれば、本来刑事罰を導入した上で、適
正な刑事裁判手続を通じたデュープロセスが確保されるべきではないか等の論点があつて、法
的に十分な詰めが必要となるところでございますけれども、このことに加えまして、従来課徴
金の問題を巡りましては、憲法39条の二重処罰の禁止との関係が1つの論点とされてきたと
ころでありまして、仮に刑事罰と課徴金等を併せて導入するということになりますと、この二重
処罰の禁止との関係で問題を惹起することにならないかということにも留意する必要があると
考えられます。

この部会でも、伝家の宝刀として刑事罰も置いておけばよいというような指摘もあつたかと
思いますが、刑事罰も課徴金も両方もというのは、課徴金の制度を具体的に考えていく上で、
法的なハードルをより高いものにすることがありうるということもお含みおきいただく必要が
あるというふうに考えているところであります。

繰返しになりますけれども、刑事、行政、民事上の責任のあり方は相互に密接に関連して
おりまして、また、全体として適切な水準を確保していく必要があるということでもござ
います。

そういうことで、きょう、ドラフトでは責任のところ全体を「P」とさせていただいて
おります。これらについて委員各位のご意見をいただいた上で、次回最終的な報告書案を
提示させていただきたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○関部会長 どうもありがとうございました。

田村金融担当大臣政務官がお見えになりましたので、ぜひごあいさつをいただきたいと思
います。

○田村政務官 皆さん、こんにちは。真摯な意見、建設的なご意見を重ねていただきましてあ
りがとうございます。昨今、ちょっと残念な事件が相次いでいまして、監査法人のこともそう
なんですけれども、しかしやはりいろいろ調べてみますと、企業側の悪意ということもありま
して、やはり監査体制だけではなくて、企業側を含めた対応が必要になってくると思います。
そうしますと、相澤参事官がお越しですけれども、去年大改正をされたばかりで、ご苦労ばか
りかけるのは申しわけないんですけれども、ぜひともまた、連携してよろしくお願ひしたい
と思います。

そういうことで、本日も建設的なご意見、よろしくお願ひいたします。

○関部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告書案につきまして、委員の皆様方からご意見をちょうだいしたい
と思います。今まで幾つかに割って議論をしておったわけですが、きょうは、もう全体を一括
して、論点もかなり整理されてきておりますので、議論をしていくということにいたしたいと
思いますので、よろしくお願ひしたいということでもあります。

どなたからでもどうぞ。それでは、藤沼委員、どうぞ。

○藤沼委員 4月から始まった金融審議会での議論をここまでまとめていただいたことに対し
て感謝する次第でございます。

私どもは、監査制度の強化を通じて、日本の市場の透明性を図りたいということでは全く同
じでございます。そういう面では、公認会計士、監査制度をいかに強化するかという観点か
ら議論が行われたものと信じております。

それで、今回の取りまとめなんでございますけれども、公認会計士制度をいかに強くするか
という観点からは、今、公認会計士はわずか2万2,000人、会計士補と試験合格者も含め
ての数字です。いかにこの公認会計士、質のいい人たちを今後増やしていくかと、この視点が
非常に大事なのではないかと思います。

そういう面で、第一は公認会計士のいわゆる自主規制、要するに自分自身が業務の改善努力
をして、きちんとした仕事をする。それを公認会計士協会が点検するということがいわゆるモ
チベーションというか、プロフェッショナルリズムの原点にあるのではないかと私は思っており
ます。そういうことが維持できれば、後身育成とかそういうことにあまり心配しないでも有意
義な人材がこの業界に入ってくるのではないかと考えております。

2つ目のポイントは、今、田村政務官からお話がありましたように、やはり会計士が虚偽記載の主犯になることはあり得ません。それは共犯というか、意思の弱い者が経営者の要請を受け入れてしまうということだと思いますので、やはり主犯である企業側のいわゆるガバナンスの強化にも手をつける、バランスのとれた法改正であってほしいと思います。

そのような観点から、私どもは過度な責任追及につながる刑事罰を導入するということは、監査法人の信用失墜、顧客離れというような話にすぐ直結しますので、その辺のところは私どもとしては、行政処分の強化ということで対応していただけないかと思っております。

あと自主規制の強化ということでは、これは皆さんもご存じだと思いますけれども、実は先週12月11日に、公認会計士協会の臨時総会を行いまして、監査の信頼回復は緊急の課題であるという問題意識から、上場会社の事務所の監査を担当している約250の事務所については、特別の規律を求めて、特に問題のあるところは品質管理レビューの結果を公表する、必要であればその事務所を登録名簿から除名する、登録を拒否したり、あるいは除名された事務所は未登録事務所として開示すると、こういうようなことを来年4月1日から実施することを決定いたしまして、今その準備を急いでおります。これによりかなり品質管理体制の強化が図られると思いますので、ぜひともこの自主規制の強化の先行きを見守っていただきたい。同時に今回の臨時総会では、監査人の倫理規定の見直しという問題が非常に重要でありましたから、これについても包括的な倫理規則を改定しました。これも来年4月から実行していきたいと思っております。このような努力をしておりますので、できるだけこの自主規制強化、まず第一に会計士のプロフェッショナリズムを尊重した上で、官の監視、あるいは規制があるという形にしていきたいと思っております。まずは全体的な話を、まず、お話しさせていただきました。

○関部会長 ありがとうございます。

上柳委員、どうぞ。

○上柳委員 率直なところ、この1週間と言いますか、先週開催がなかったんですけども、何か随分トーンが変わったなという印象がします。部会長の方から全体について意見を言っているというご指示でしたので、申し上げたいんですけども、全体としてややバランスが変わったのではないかなというふうに思います。

端的に言って、いわゆる監査法人の近代化と言いますか、あるいはもっと言えば、規制緩和的な側面は、法人資格についても、あるいは特に民事の有限責任、無限責任、社員が全員であるべきだという規律を変えるという、大抜本的なところに踏み込んでいるし、それから若干細かい問題かもわかりませんが、競業禁止等についても許すというふうにしておきながら、他方

では刑事責任についても大分怪しくなっていましたし、それから課徴金についてもやや慎重論であるというようなところで、もちろん今回の部会の議論というのは、今までの改革の延長線上にあることはもちろん間違いなくて、そういう意味では大きな方向性はそのように監査法人が育っていくということは私も異論がありませんが、ただし去年、あるいは一昨年、あるいは今年も含めて、不祥事があっちこちでありまして、確かに企業本体が虚偽記載をするわけですけれども、そのガードとなるべき監査法人、あるいは公認会計士の役割なり責任を議論しているときに、ややバランスを欠くのではないかなというふうに変えたいところなんです。

あとは技術的なことかもしれませんが、確かに刑事責任の決め方、両罰規定の決め方について法制上の問題があることはきょうご指摘いただければ、それはそうかなというふうにも一応なるべく刑事責任というのは謙抑的であるべきだというふうにも思っておりますが、ただ技術的に乗り越えられないことはない。むしろ法人にきっちり責任を持ってもらうということで、さらに法律を改正するというのが今回の眼目ではないか。あるいは課徴金との重複も、これも問題、金融庁関係だけではなくて、全政府的に問題にされていることはわかりますが、それは調整をすればよいことで、いろいろな手段を適時、適切に行使されるような、そういうインフラを整備すべきだということの問題が原点だったのではないかなというふうに思いました。以上、若干総論的ですが、感想を申しました。

○原委員 今回のこの部会の報告はどうまとまるかというのは、最近報道でもさまざまに憶測の記事が出ておりまして、きょう、どういうペーパーで出されるのかというところに大変関心があつてまいりました。今、上柳委員がおっしゃられたような感想、全体的な印象を私も持ちまして、藤沼委員がご発言なさったところを少し引用しながら、感想を述べさせていただきたいと思うのですが、藤沼委員からは、自主規制をこれから協会としては頑張ってもらってやっていくというお話がありました。しかし、これまであまり機能していなかったというのは、途中の審議経過の中でもいろいろ資料を出ささせていただきました、やや検証もしながら進めてきたところですが、やはり協会があまりご自分たち自身でやっておられるとあまり厳しくなると、逃げていくというようなところもありますし、その中でどうしてもやはりほどほどのところに落ち着いていくというのがこれまでのどの業界であっても、自主規制の姿だったというところでは、もちろん今よりは強化をなさるんだろうと思いますけれども、やはりそれだけに委ねられるという話ではないということが第1です。

それから、2つ目は、会計士がそういった虚偽記載とかの主犯になることはあり得ないと、話をもちかけられて共犯というか、そういう形だとおっしゃられましたけれども、だから刑罰

規定は強すぎるということかもしれませんが、私は逆に刑罰規定がある方がいいと思います。刑罰規定があれば、私どもとしてはそういう刑罰がかかるので、断れると思うのですよね。そういう話が持ちかけられても、やはりそういう刑罰規定がかかったり、解散という事態に追い込まれるのは、事務所としては大変なことになるわけですから、私はそれを盾に断ることができるので、強硬な規定が入っている方がご本人たちにとってもいいのではないかというような感想をもっております。

それから、課徴金についても、導入のことが報道では出たりしてはございましたけれども、今の池田さんのご説明の中では、やや憲法を持ち出されて、両罰規定の禁止の話がありましたけれども、これは証券業法の中にも、課徴金の制度を入れるときにも議論をしたことで、既に私は金融分野では、クリアしている、超えていることができる議論だと思いますので、ぜひ検討は深めて入れていただきたいと思っております。

それから、本文について、2つなのですが、1つが、7ページの、②に監査報酬の開示のことが書かれていて、透明性をあげること、情報開示のことの重要性は、随分指摘をしました。ここで書かれているのは、被監査会社とそれから、単体の監査法人についての開示の話ですけども、私はこここそ自主規制機関である協会が、大体、どのような考え方のもとに監査報酬というのは決められているのかという、そういう平均的な姿を開示しておいていただけると皆さんそれぞれの物差しがどのようにつくられているかというのを判断することができると思いますので、協会の自主規制機関の開示のあり方、情報提供のあり方についても言及しておいていただきたいと思います。

それから、これはちょっと質問なんですけど、8ページに、④として、不正、それから違法行為が発見時の対応というのが書かれていて、2行目のところに、不正違法行為を発見した場合であって、監査役等に報告するというふうに書かれているんですけど、発見というより前に、これはおかしいなと疑問を感じると思うんですよね。そういう不正ではないかなというふうに疑問を感じたとか、そういう恐れを感じたというときにも行動ができるようにしておいていただきたい。報告をすることでもいいし、調査をお願いするというだけでもいいと思いますけれども、完全に不正とか違法行為って、断定できたときだけではなくて、もう少し、ここは幅を持たせておいていただけたらと思います。

長くなりましたけれども、以上です。

○関部会長 ありがとうございます。

○弥永委員 幾つか私も質問があるんですけども、先ほど、原委員がおっしゃった最後の点

については、やはり我が国の場合に、非常に大きい問題があるのではないかと思うわけです。と申しますのは、我が国の場合に、会計士の方々が例えばこの交代、8ページのところで交代の場合が挙げられているわけですが、前任の監査人と後任の監査人との間で、実は十分に情報をやり取りできるかという問題との関係で、守秘義務が結構問題になり得ているんですね。

私は、実務をやっていないので、わかりませんが、この守秘義務がどのような場合に免除されているのかという点について必ずしも明らかでなく、その結果、実は前任監査人から後任監査人が十分な情報が得られない、すなわち会社がそれを拒否するという、こういうことがあるわけです。そういうような状況のもとで、この不正違法行為ではないかと思われる、そういうものを見つけたときに、公認会計士が一定の行為をせよと、あるいはすべきだという、こういう規範を立てるのであれば、よほどその政府ガードを設けてやらなければ、会計士にとって非常に酷な結果になると思いますので、それは非常に慎重に考えていただいた方がいいのではないかという印象を私は受けました。ちなみに諸外国でも調べるべきだという、そういうようにはなっていないと私は思います。

質問と申しますのは、先ほど刑事罰というところについて幾つかの非常に大きな問題があるということなわけですが、この監査法人の場合に刑事罰を科すということはやはり公認会計士・監査制度が非常に重要な意味をもっているということを考えれば、それは1つの方向性ではあると思うわけですが、他方で、例えば税理士法人、あるいはその他さまざまな専門職業人の法人というものが存在しておるわけですし、それ以外の方々は非常に重要な役割をやはり世の中で果たしてらっしゃるわけですし、そう考えるとやはり監査法人の場合に、刑事罰は科す、だけれども他の専門職業人の場合には、科さないとなると、何となくバランスが悪いんじゃないか、そんなことをここで議論すべきことではないのかもしれないんですけれども、そのあたりのバランスというのについては、もしここに挙げられているような問題をクリアされれば構わないのかという、その当たりの事務局の方のお考えをちょっと教えていただければと思います。

○関部会長 今の点について。

○池田企業開示課長 この問題について、これまで議論している中では委員の方のご発言の中の一部に、例えば虚偽記載罪の共犯ということをやることになり得る人というのは一般人のような人があり得る、また専門職業士の中でもいろいろな方があり得て、その中でなぜ会計士の方だけなのかというご指摘はあったかと思います。すべてここに書き入れてないかもしれませ

んが、そういうご指摘はあり得ようかと思えます。それはこういう手当てを仮にしていくとすれば、その辺はどうしていくかという説明は必要になってくるだろうと思えます。

○関部会長 岩原先生、どうぞ。

○岩原委員 まず、全般的な感想としては、先ほど上柳委員がおっしゃいましたような危惧を私も若干感じておりまして、とりわけ課徴金については、ぜひ制度化をしていただきたいと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

その上で、ちょっと具体的な問題について2、3、申し上げさせていただきたいと思えます。

1つは、先ほど田村政務官からご指摘があった問題です。この6ページから7ページに書かれております監査人の選任、それから監査報酬の決定の問題であります。前回申し上げましたように、この問題について私はいろいろな問題を十分配慮した上で対応する必要があると考えておりまして、とりわけ会社法との関係を十分配慮していただきたいと思います。

問題が幾つかに分かれるのではないかと思えます。まず証取法上の監査、証明業務について、こういった手当てをするというレベルの問題と、それから会社法上の会計監査人について、こういった手当てをすると、まず大きく2つのレベルの問題があるかと思っております。

私は片方だけについて手当てをすることは難しいと思っておりますので、立法する以上は両方について手当てをすることが必要であると存じます。この問題につき証取法上の監査について規定するだけでもやはり会社法上の問題が生じるということは先ほど大来さんがおっしゃったとおりですので、会社法上の会計監査人に関する手当ても含めて、会社法に監査人の選任や報酬の決定に関する権限に関する規定の手当てを、あわせてやる必要があると考えております。

その場合も、どの程度までやるかということがあるかと思っております。監査役が監査人の選任、あるいは報酬について決定権限を持つべきだと申しましても、それにも幾つかのレベルがございます。現行法上、委員会設置会社においては、会計監査人選任の株主総会の議案の決定権までを監査委員会が持つことになっております。その上で株主総会で会計監査人を選任します。そこでこのご提案もそこぐらいまでのことを監査役設置会社に要求しているのか。つまり監査役設置会社においても監査役、あるいは監査役会がその株主総会への会計監査人選任議案を決めるということまでを要求されるのか。それともさらに進んで、監査役設置会社か委員会設置会社かを問わず、監査人の選任やその報酬の決定を、株主総会で決めるのではなくて、監査役、あるいは監査委員会で最終的に決定をするということまでのご提案なのか。さらに言えば、監査証明業務の委任契約の締結権限までも代表取締役や代表執行役ではなくて、監査役、あるいは監査委員会等に移すべきだというご提案なのか、そのレベル感を決める必要があるか

と思っております。

特に、今申し上げた後ろの方のレベルに達するほど会社法上の業務執行権限の体系とかなり大きく動かすこととなりますので、会社法の問題を十分詰める必要がより大きくなると考えております。

次に、実質的な問題であります。これはもう前回も申し上げたところでありますが、選任や報酬について、監査役に同意権だけでなく決定権を与えるということで、實際上、どれだけ会計監査人等の独立性を高めることができるか。これが一番の実質的な問題だと思います。

もし、監査役が単独でこのようなことを決定しなければならないとしますと、監査役は各会計監査人等の監査業務の評価をするだけではなくて、内部統制を含む会社の監査業務がどれくらいの仕事量になるのか。あるいは、何よりも会社の財務状況等を考慮して、監査報酬をどれくらいのレベルで交渉していくかといったことを決定しなければならないと思います。

さらに言えば、会計監査人と依頼する業務の内容やその報酬につき交渉をするという必要も出てくるわけでありまして、監査役単独でそういったことができるのかどうか。特に会社の経理部門との協力がないと、恐らく難しいのではないかという気もいたしますが、そういった経理部門等の使用人に対する指揮命令権のない監査役が単独でそういうことができるのかといった問題があり得るかと思っております。

したがって具体的に本当に実効性のある制度化をしますと、取締役など経営陣にそういったことに対する監査役の行為への協力を義務付ける内容、あるいは使用人に対する直接の指揮命令権を監査役に付与するといったようなことまで手当てをしないと、實際上、機能する制度になり得ないのではないかという気がいたします。本当にやる以上は、そういったことに十分配慮した手当てが必要かと思っております。

したがって、立法するとしますと、今申し上げたような点をどこまで手当てをして、どこまでのことを規定するのかということをよく検討した上で、当審議会として提言し、それを受け止めて法務省の方で会社法の手当てをするということが必要になってくるのではないかと思います。

その場合、立法形式につきましても、公認会計士法の改正、あるいは証取法の改正だけではなく、恐らく会社法の改正が必要ではないか。その場合には、証取法改正法案の中の一括法改正として会社法改正を入れるのか、あるいは整備法として入れるのか、その他どこまでどういう形でやるかということを検討する必要があるかと思っております。

仮に、証取法監査だけに手当てをするという場合を考えますと、1つ考えられるのは、証取

法監査について、公認会計士法に監査証明業務を行う公認会計士というのは、あるいは監査法人は、会社の監査役、あるいは監査役会等が選任し、報酬も決定したものでなければならないという規定を入れることが考えられます。しかし先ほど申し上げましたように、それだけでは多分規定は済まなくて、会社法上の機関の権限秩序として、会社のどの機関が監査人の選任権や報酬決定権を持つかということ、会社法の規定において手当てをする必要があると思います。

さらに、先ほど申し上げましたように、實際上、機能する制度にするためには、使用人に対する一定の指揮、命令権、あるいは協力といったようなことを法律上、手当てをすることが本来望ましいというふうに思いますし、監査役に業務執行取締役や執行役並みのいわば責任も規定する必要があるのではないかと。つまり業務執行に実際にかかわることになるわけですから、それならば責任の面においても業務執行取締役等と同じような手当てが必要ではないかといったことを検討する必要があるかと思えます。

監査役の実務については、会社法423条1項でほぼ取締役と同様の原則がとられておりますが、しかし責任の免除ですとか、あるいは代表訴訟の手續等において、取締役と監査役では違った扱いがされております。そこら辺のところの何らかの手当てが必要かといった点も考える必要があるかと思っております。

以上のようなことを考えますと、単に監査役が選任、あるいは報酬を決定すればいいということを決めるだけではなくて、その場合の使用人との関係や責任等に関する制度の整備につき、会社法の方についてきちんと法務省の方で検討していただいて、本当に機能する制度にする必要があると考えております。

あともう1つ、後半の方の有限責任の制度を導入した場合について、それが具体的にどのような制度になるのかという問題があるかと思っております。恐らくこれは合同会社の制度を使うか、それに類した制度を公認会計士法に定めることを考えているのではないかと思いますけれども、例えば、1つの例ですが、合同会社におきます計算は外部監査を受けないものであります。

本来、公認会計士制度そのものが会計専門家たる第三者による監査を受けた計算だけが信頼できる計算で、それが開示されるべきだという考えに立っているわけですがけれども、監査法人自らの計算についてどうするのかという問題も、考えておく必要があるのかなという気がします。以上です。

○大崎委員 すみません、意見を申し上げる前に1つ、事務局の方に確認をしたいんですが、

先ほど課徴金との関係で二重処罰の禁止の問題があるというふうにおっしゃったのは、これは刑事罰を導入し、さらに課徴金を導入するのはそういう問題があるとおっしゃったという趣旨で、例えば監査法人の行政処分の1つの方法として、課徴金を導入するというのは特段そういう問題がないというご理解だというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○池田企業開示課長 すみません。私の説明があればよかったかもしれませんが、今大崎委員がおっしゃったように、二重処罰との関係について言えば、今おっしゃったように両方入れるとした場合ということで、刑罰については現状では存在していないので、二重処罰の問題が直ちに出てくることはないのだろうと。むしろ申し上げた第1点目の方で、デュープロセスのような議論があるということで、二重処罰についてはおっしゃったとおりです。

○大崎委員 そういうことだといたしますと、私はもともとこの証取法の課徴金制度について従来刑事罰が科されているものについてだけ経済的な利得を没収するという趣旨で新たに課徴金を入れたというところにとどまったこと自体が非常に問題だったというふうに思っておりますので、ぜひ監査法人への課徴金制度というのを積極的に検討していただいて、今後、例えば金融商品取引業者への課徴金の導入とか、そういったところへつなげていただけると、非常にいいのではないかなというふうに思います。

それから、刑事罰の方は、私は個人的にはどっちがいいのかよくわからないところでございますが、いわゆる虚偽記載罪の共犯になり得る人の中で、なぜ会計士だけが特別なのかというところが、もし先ほどちょっとおっしゃったように大問題なんだといたしますと、そこは既に民事責任の規定において、監査証明を行った会計士、監査法人というのが、特別に規定がされておるところでありますので、別に民事の責任があるから刑事の責任もあって当然だというふうに言うわけではないんですが、会計士が通常の虚偽記載の共犯というものと全く同じかどうかというのは、現在の法律の中でも区別し得るところなのではないかなというふうに私は思ったということを申し上げておきたいと思います。

あと1点だけ、これはどなたからもご指摘がないので、非常に細かいことなんですが、13ページの(2)の①の見出しでございますが、これは多分、「公認会計士・監査審査会によるモニタリングのあり方」の間違ひではないかなというふうに思いました。

○関部会長 これは、間違いです。失礼しました。

久保田さん、どうぞ。

○久保田委員 先ほど、岩原先生のご指摘があった6ページの監査人の選任、監査報酬の決定についてですけれども、池田課長のご説明では、監査人の独立性確保の意見が多かったという

ことで、こういう書きぶりになっているんでしょうけれども、私の認識は、ここは両論あって、産業界というか、八木委員とか私は、前から慎重論、あるいは反対論を言っておりましたし、産業界以外の委員の方からも反対があったので一方的にそれが多数だったという認識ではないんですね。まずそれが1点です。

それから、これは非常に重要な問題ですので、私ども、改めて経団連の主要な関連企業に聞きました。やはり経営、それから実務の観点からいくと、ほとんどがこの監査人の選任、監査法人の決定の両方については、現行の会社法で与えられている同意権のままでいいのではないかとということをございました。

選任の方につきましても、会計監査選任に関する議案の決定は、会社の業務執行に関する事項であって、これを監査役の権限とした場合には、取締役等の職務の執行を監督するという現在の監査役の機能について一部会社の業務を執行することとなる点で、大幅な変更になると。まさに現行の会社法のもとでの監査役の拒否権の発動によって、防止ができるのではないかとということをございました。

それから、報酬のところは、先ほど岩原先生からあったことと似たようなことですが、特に実務の方からいくと、この監査報酬を決定するためには、実務的な報酬額を集計評価したり、必要に応じて調査等を行うということか必要であって、それをすべて監査役が行うということになると、監査役の本来の業務である監査業務に支障をきたす恐れがあるのではないかとというような点もありまして、これについても非常に慎重にすべきであるということをございます。

きょう、的井委員はご欠席でございましたけれども、私が確認したところ、的井委員もこれについては慎重に対応してもらいたいと、こういう意見でございました。以上でございます。
○伊藤委員 同じ産業人ではありますが、経団連さんの久保田さんのご意見に、私は必ずしも賛成しているわけではありません。

もちろん、私は現在現役を離れましたけれども、しかし私はCFOを10年間やって、監査役も2年やりましたし、顧問を今3年やっておりますが、基本的にはやはり私は経済人という立場で、自分の実務体験、その間、私は公認会計士協会の品質管理審議委員もスタートから、もう7年近くやっているわけですが、そういうことをいろいろ考えていって、今回の監査法人の不祥事に対する対応を一方的に監査法人に対してだけで本当に解決ができるのでしょうか、私は、まず第一には、経営者の責任ではないかということをお我々は考えなければいけないと思うわけです。

要するに、この審議会が終わって、改正が行われて、本当に不祥事がなくなるだろうかと、

私はそう簡単にはならないと思います。昨年の監査役協会だとか、あるいは経団連なんかの調査を見ても、やはり経営者が本当に不祥事がなくなりますかということに対して、自信を持って言えているのは、1割とか2割とか、そういう数字が出ているわけです。

私は内部統制がこれから整備されていったとしても、第一次責任者としての経営者の犯す罪をなくさない限り、私は不祥事はならないと思います。

先ほど、政務官もおっしゃいましたように、経営者の方で、何らかの対応を、あわせてやらないと、私は解決にはならないのではないかと自分を実感を持って申し上げているわけです。何も経団連さんの意見を否定しているわけではなくて、私も恐らく現役であれば、必ず同じように申し上げるとおもいます。自分の権限をなくすようなことをやるはずがないわけで、もう当たり前の話です。

それから、岩原先生のおっしゃるように、法的な措置が大変難しいということもよく存じ上げております。しかし、目的を達するためにいかに素早く対応するかというのが法治国家のあるべき姿であって、法律を私は無視をしてやるべきことではないと思っています。しかしその中で解決を早く見出していくということに意味があるのであって、目的は不祥事をなくすことにあるわけです。不祥事をなくすことのために、公認会計士がいかにあるべきか、それから経営者としていかにあるべきかを率直に私は反省すべきところではないかというふうに思うわけです。

したがって、今の日本のガバナンスの体制というのは、委員会等設置会社に持っていくか、あるいは監査役制度にするかしかないわけであって、今の監査役制度というのは、確かに世界に冠たるあり方ではありますが、ドイツのように、取締役会の上位に監査役機関があるのではないわけです。並列ではありますが、監査役というのは役員人事の一環で行われており、社長から給料を与えられている監査役の立場は極めて弱いかもしれません。しかし、今の形をガバナンスとして維持する限りは、それをいかに活用していくかということで改善すべきではないかと私は思うわけです。

そういう意味で私の申し上げたのは、やはりコーポレート。ガバナンスとしては監査役という方法しか今の日本ではないのではないかと、それを会社法の中でどうやって効果あるものにしていくかと。証取法の中でもいいから素早くやっていかなければいけないのではないのでしょうか。

こう言っているときにも、先週に不祥事が出ているのではないですか。こういうことに対してどう対応しますか、どう経営者サイドは責任を取りますかということになるわけです。

そういう点をかながみて、この箇所は、事務局のこの原案でよろしいのではないかというふうに私は思っております。以上です。

○関部会長 議論を少しはつきりさせた方がいいと思いますので、久保田さん、座長として質問です。私の意見では全くないわけですが。

ここで指摘している「インセンティブのねじれ」の存在というのは、私は、このペーパーをまとめる場合に、皆さんの大方のコンセンサスだっていると思っています。ですから、「インセンティブのねじれ」があるのかないのか。ここの認識が非常に重要で、これをどういうふうにして手当てするかということについては、いろいろな手当てのやり方があると思いますし、いろいろな法律問題があつて、まさに岩原先生がおっしゃるようなことは、私は検討しなければいけないと思っていますが、そのインセンティブのねじれというか、会社を監査する人の給与と選任を監査される人が、そんなことを私がこと細かく解説する必要は全くないわけですが、そういうものの問題点、これは八田先生から、前にローテーションの問題とかいろいろあるけれども、この問題が本質なんではないかという議論があつたと思うんですね。そこのその基本認識、賛成したとか反対したとかというのはどうでもいいわけです。久保田さんには一人の見識ある人として出てきてもらってきているわけですから。そこをどう考えるのかということをやちょっとお聞きしたいなと思います。

○久保田委員 「インセンティブ」のねじれについては、理屈上は単純化して言えば、今、関さんが言われたようなことというのは、あるかもしれません。先ほどの、伊藤委員の議論を踏まえて言うと、この間企業不祥事があつて、内部統制の問題、それからCEO、CFOが署名する問題等、一連の対応策を検討してきました。最後に残った問題が公認会計士の問題という、こういう位置付けなんですね。まさに、不祥事はトップの責任である、そのトップが非常に重要だということも我々は認識していて、そういう観点からCEO、CFOが財務諸表にサインをすることにも我々としては賛成してきましたし、内部統制の仕組み、これについては企業としてはもう当然コストはかかるけれども、やはり日本においても重要なことだということで、その部分については、我々も賛成して、作成に協力してきたということです。

監査役の役割が直れば、あるいはこれがゆえに、何か本当に不祥事が起きているのかというところが今一つ我々はよくわかりません。これが何か根本的な原因であるがゆえに、何か本当に不祥事が起きたのかどうか、そのことと、これを変えることによるデメリットというか、法制上の問題、それから実務上の問題、それを比較考慮した場合にどうなるのかということをや慎重に検討していただきたいというのが私の趣旨でございます。

○増田（宏）委員 今の件に関してですけれども、「インセンティブのねじれ」というのは非常に重要な話だと思います。これは前にも何回か申し上げたんですけれども、国際的に見ても、こういう形になっているのは日本だけなんですね。岩原先生から監査役について実態面で問題があるのではないかということなんです、やはり今の監査役さんが、例えば財務を担当した役員の方が、監査役になっているとか、あるいは会計の専門の人が入っているとか、そういうことが求められていないわけですね。そうしたことがあって評価が非常に難しいということです。

昨年会社法の改正で、会計士協会は、法制審の場でも監査役に監査人の選任や報酬決定権が与えるべきだという主張をしてきたわけです。ところが、その中でやはり実体論の問題もあったんでしょうけれども、あるいは経団連さんの方の反対だと聞いていますけれども、コストの問題だったと多分思うんですけれども、結局、同意権だけにとどまったという経緯があります。

ただ、こういったところは、先ほど岩原先生からお話がありましたけれども、監査役室の体制を強化するだとか、あるいは内部監査の組織を使うだとか、そういった権限を与えるということになれば、監査役制度自体も十分機能して、本来の意味の監視する側の役割をきちんと果たせるというふうになっていくのではないかと思います。それが今は形だけになっているということです。いろいろ不祥事件があっても、監査役自体が訴えられて問題になったという件はほとんどないわけです。

古くは大和銀行事件ぐらいで、ほとんど監査役さんが責任を問われたと、訴訟事件の対象になったということは一度もない。一度もないと言っただけは言い過ぎですけれども、その点に関しては、法律の学者の方もずっと認めてきているわけで、そうしますと逆に監査役制度は何なんだろうという形骸化しているという問題につながっていくと思います。それだったら、別になくしてしまった方がいいのではないかと、こういうふうになるわけです。

これは逆に、法律の先生方はよくお考えいただいて、実態面はそうではないのに、実態面をあるように見せるよう監査役の権限を強化した。任期を4年にしたとかということで、ずっとやって来ているわけです。今回も監査役に同意権限を与えたので、会計士のやっている監査の内容をチェックして、監査報酬の決定に同意すると、こういうふうなことを言われました。私も監査役協会の研修会でもお話を説明を求められましたけれども、どういうふうにしたら、その会計士の監査の内容をチェックできるんだと。これは実際には、なかなか大変なわけです。

だけれども、全く監査のことがわからないのに監査の報酬だとか時間を決めるというのは非常に難しいわけです。そうなりますとやはり先ほどちょっとおっしゃられましたけれども、経理部長に相談するのではなくて、経理のわかる、そういう方が監査役に就任するだとか、独立性を持った方が就任する。あるいは専門の人が就任するだとか、内部の独立性のある方が就任するだとか、そういう形で十分担保できるのではないかというふうに思いますし、スタッフを充実することによって、逆に監査役自体の本来の機能が果たせるというふうになると思います。この辺のところは申し上げたいと思います。

もう1つ、原委員の方からちょっとご質問があったんですが、7ページの監査報酬の、協会の公表の仕方ですが、毎年、公表しています。平均的な監査報酬だとか、これは売上高とか、業種別、規模別、それから平均的な額、あるいは最高、最低、毎年公表しています。これは雑誌に載せていまして、『会計監査ジャーナル』と今度名前が変わりますけれども、今は『J I C P Aジャーナル』ということで、これは市販しております。

ということで、この資料は十分提供しているというつもりでおりますので、誤解のないようをお願いしたいと思います。

それから、細かいことですがけれども、7ページのところに、監査報酬の振り分けの方針という、監査法人における内部の、こういうことを書くのであろうかというのが7ページの下のところを書いてあるんですけれども、これはこの間もちょっとお話ししましたけれども、監査法人の中における給与体系だとか、そういったものの公表はできると思いますけれども、そういう話になっていくと思います。そういうことを振り分けするというのは、多分、監査法人の中に監査室だとか、個別に部屋制があったような時代の話だと思いますので、これはちょっと削除してもらいたいなと思っています。よろしくをお願いします。

○増田（雅） まず、その監査人の選任と監査報酬と決定についての論点ですがけれども、先ほど久保田さんがいろいろな不祥事の原因がこの「インセンティブのねじれ」にあるかどうかはよくわからないというお話をされました。確かに不祥事の原因はこれだけではなくて、さまざまな要因が絡まって起きているのだと思いますけれども、先ほど部会長がおっしゃられた監査を受ける企業が監査をする人を選んで報酬も決めていると、これはちょっとおかしいのではないかと。というのは、企業の実務家の皆さんではない一般の人の間では、非常にごく普通の受け止め方ではないかというふうに考えます。

以前、この部会でも申し上げましたけれども、カネボウの粉飾決算事件についての東京地裁の判決の中でも、この点については企業と監査人の癒着を生む土壌なのではないかという指摘

がされています。地裁段階ではありますけれども、司法の方からもそういう疑義が指摘されているわけです。それを現状どおりでいいじゃないかということになると、このインセンティブのねじれの解消について、何もしなくていいという結論で、本当にいいのだろうかという感じがいたします。

岩原先生のおっしゃったように、会社法との関係ですとか、それから監査役さんの能力の問題とか、いろいろハードルはあるでしょうけれども、それを乗り越えて何とか決定権を監査役に移す方向で話を進めたらいいのではないかというふうに考えております。

それから、刑事罰、行政罰については先ほど上柳さん、原さんが私の言いたいことを言ってくれたので、詳しくは申しませんが、やはり課徴金はぜひ入れていただきたいなど。その上で、刑事罰についてもやはり自主規制を一生懸命やっているというのが基本であるというのは、それは確かにそのとおりですけれども、やはり刑事罰の存在というのが自主規制をしっかり守るというインセンティブにもなるのではないかというふうに私は考えます。

○山浦委員 監査役の問題に話がかなり限定されたような形ですけれども、基本的にここの原案に私自身賛成します。現在の国際監査基準とのコンバージェンスの話が出ておりまして、これは喫緊の課題として、企業会計審議会でも対応しなくてはならないのですけれども、その中で、1つ大きなテーマとして、コーポレートガバナンスとの協力のもとで粉飾や不正等を発見していくのだという姿勢が非常に鮮明に出されております。

これは、やはり監査人が少々の努力を払っても、巧妙に隠された、例えば関連会社を使った不正とかについては、監査人の責任に限界というか、能力に限界があるのですね。結果的には、会社のことをよく知っている方々によるチェック、つまり、内部的なチェック機構であるガバナンス機構と、監査人が協力していかなければ、この抜本的な対応にはならないだろうというロジックなのです。

例えば、先ほどの原委員の方で、ご指摘があった、単なる不正や違法行為の発見の事実だけではなくて、可能性に気づけば、それも事前にこういったコーポレートガバナンスにかかる人たちに、知らせながら、協調体制をとっていくという姿勢であります。しかしながら、いずれ我が国でも全面的に入れることになる国際監査基準の論議の中で、国際監査基準の設定の現場で常識とされている、経営者から独立したコーポレートガバナンスのあり方というのが実は、日本の監査役制度と非常に相容れないところが多くて、しばしばこの点については、日本公認会計士協会の出席委員も含めまして、私もコメントするところなのです。

先ほど、岩原委員の方で、例えば指揮命令権がないではないかとか、あるいは業務執行に当

たるからこれは今の会社法の仕組みからはずれるのではないかとかの理由で、慎重な対応が必要だと、こういったご指摘がありまして、私も確かに法律論として、そのように思います。

したがって、逆にこちらの方で監査役に監査人の監査報酬の決定権、承認権が与えられたとしても、会社法との整合性を図る段階で、逆にまた否定されるようなことになりましたら、こちらの方の部会の議論としても、おかしなものになってきますので、その点も慎重にお諮りいただきたいと思います。

その上で、この証取法ないし、金融商品取引法のルールが上場会社を中心とする会社の監査について、特別に規定するとすれば、例えば監査役に監査人の報酬に関する議案の提案権とか、何か特別な規定みたいなものを設けることができるかどうか。例えば伝統的な大陸法系のガバナンス機構をとっているドイツでも、監査委員会制度というのは、上場会社には特別に規定しているわけですね。

今、我々が議論している問題を考える場合には、そういう法律上の特区みたいな考え方もやはり必要なかなという気がしております、そういった意味ではこのガバナンスの仕組み、会社法そのものを変えることはできませんけれども、その仕組みを前提にするにしても、監査人の監査業務の実効性を高めるための幾つかの特別な措置というのを検討するというのもやはり必要ではないかというふうに思っております。

○相澤幹事 幹事の立場であります法務省の相澤と申します。発言の機会をちょうだいいたしましてありがとうございます。

会社法の関係でいろいろお話が出ておりますので、会社法を所管する立場から、特に意見というわけではありませんけれども、議論の整理をさせていただきたいと思います。

既に岩原委員からご指摘がありますように、会計監査人制度は会社法上の要請に基づいて設けられている機関に係るものでありまして、これは計算書類の適正な確定に資するための制度として位置付けられているものであります。この制度自体は証取法の監査とは直接的にリンクするものではありませんが、事実上、同じ監査法人が兼ねることが多いということから、会計監査人の地位の独立性が向上すれば、証取法の監査の充実を図れるのではないかということで、今回のご提言の候補項目となっているものと理解しております。

会計監査人の制度につきましては、いろいろなご指摘があり、先ほど来、ご紹介がありますように、会社法において、報酬や選任議案について、その決定権ではなく、同意権というものが、監査役会についても与えられるということになりました。これは、会社法の立案の策定過程で、法制審議会での議論を経てそうなったわけではありますが、その過程で決定権を与えるべ

きかどうかという議論もあり、しかしながらそれは採用されていないというのが現状であります。

この会計監査人の報酬に対する同意権は、実際には来事業年度を待たないとその効果がわかりません。ですから、今の段階でその立法による効果はいまだ実証されていないという状態であり、法務省もそのことを前提とすべき立場に置かれているということでございます。

ご承知のとおり、証取法監査というのは、業務執行者が任意に公認会計士なり監査法人と監査契約を締結し、それに基づき行われるものでありまして、これについては、会社法上はもちろん証取法上も特に何の制約もありません。会社の機関である会計監査人の選任とか、報酬については規律がありますけれども、証取法監査については、業務執行者が適宜の判断で監査契約を締結すればいいということになっております。

今回のご提言の中で、会計監査人の制度について、その選任や報酬の点も含めて、何らかの見直しにつきご提言をいただくということであれば、会計監査人制度自体についてはそれ以外にもいろいろと見直しの議論をすべき点が多々あると思いますので、あわせて法制審議会にお諮りするということになろうかと思えます。

証取法監査について、現在、証取法上、何ら特段手当てがされているわけではありませんけれども、例えば、会社法制、その他、法人法制の枠組みを前提に、その監査を担う監査人の独立性強化の工夫として、手続上の要件の加重等ができないわけではないと思いますので、その点についてさらに突っ込んだご議論をいただくということもあり得るのではないかとお考えを申し上げます。

それから、監査役制度についてであります。結論から申し上げますと、監査役制度には恐らく限界がございます。監査役制度は、監査役が業務執行を行わず、取締役会から離れたところに位置して、業務執行の適正さについて格別経営判断の責任を取らないということで、独立性が保たれている制度であります。それがために任期も4年ということになっておりますし、責任規定も違うということでもあります。

監査役について、決定権を付与するとした場合でも、今の監査役に関するルールを前提にしますと、取締役会は監査役の決定を覆すこともできる、つまり従わないという選択肢をとり得るわけでありまして、それを完全に従わせようということになりますと、これは、ご承知のとおり委員会設置会社は業務執行者が監査委員会の下に位置しているわけでありまして、それらのルールと同じようなルールを監査役会についてもつくるかどうかということになり、結局は、ある一定の範囲の会社については委員会設置会社になることを義務付けるべきではないか

という議論にほかならないということでもあります。そういった内実を持つということを前提にご提言をいただければ、会社法制を所管する立場として必要な対応をさせていただきたいと思えます。

○関部会長 いろいろご意見あると思いますが、八田先生、どうぞ。

○八田委員 前回も申し上げた基本的な考えは変わっていませんので、本日もご提示いただきましたこの案、基本的に賛成であります。

恐らく今までのご議論を伺っていますと、やはり委員の中にまず寄って立つスタンスが大きく違うという視点があると思えます。

恐らく藤沼委員のように、当事者としてもそうでしょうが、プロフェッショナルリズムの中核にあって、会計士制度を推進していくという立場からはやはり主導力を持った会計士環境を整えるために、自主規制というものを標榜しなければいけないという考え方につきましては、私も基本的に全く同じであります。

それに対して、昨今起きている非違事例等々を見たときに、さまざまな社会のバッシングもあり、個々人の会計士を飛び越えた監査制度全体、あるいは監査法人というものに対して、批判が浴びせられているから、そこにやはりしぼりをかけるべきだと。ただ、これはおかしな議論でありまして、先ほどから伊藤委員も言われているように、この会計士制度というのは会計士のためにあるわけではなくて、投資家保護のためのディスクロージャー制度を支えるそのグラウンドの中にあるものであって、なぜ会計士がとりわけバッシングを受けるかと言うと、これはほかの方もおっしゃっているように、例えば、リレーで言うならばアンカーなんですね。このディスクロージャー制度における一番最後の元締め。そこで、ちょっとこけている姿を見ると、みんなが寄ってたかって叩くという構図が見て取れるわけです。

ところが、実はリレーでビリになったのは、ごぼう抜きで頑張ったものの力及ばなかったアンカーだけのせいではないということ。その前にやはり企業のガバナンスの強化という課題があるということで、これ以上厳しく議論するのではなくて、やはり個々の会計士の部分については、メスを入れるべきであるけれども、監査法人については、考えられるのは課徴金ぐらいの問題ではないかということで、教育的な抑止力を持つ課徴金の導入には賛成です。

また、先ほどから監査役の問題が出ています。部会長も言われましたように、この「インセンティブのねじれ」の問題というのは、これはもうどうしても避けて通れない問題だと思っています。これは、我が国の場合、特に会社法絡みの専門の方は、何度も出ていますけれども、現在の監査役があるという姿の既存の前提で議論をするから無理があるわけです。

先ほど山浦委員が言われたように、私も授業の中でとか、あるいは国際比較をしながら監査の教育を行うときに、日本の監査役制度はどうしても説明がつかないんです。

結局、内部統制の議論をしていく場合にもどの位置付けにあるのか。あるいは、会社法上の中で、この会計監査人の選任報酬決定に関しても、どういう位置付けにあるかよくわからない。したがって、今、相澤さんが言われたように、監査役制度自体をこのまま残さなければいけないという理由として何か積極的なものがあるのかどうか。必ずしも委員会設置会社の方が監査役設置会社よりもいいと思っはけませんけれども、少なくとも今回のこの議論をずっと詰めていくと、やはりどこかでクライアントとの関係で、執行の部分での議論とそれを受ける監査人の独立性の部分での議論において解決すべき課題があります。特にこの独立性で議論になっているのは、実はお金を払っているとか、払っていないとか、そういった経済的、さらには身分的な見える形での独立性の問題ではなくて、今一番言われているのはイメージとしての独立性なんです。何となくおかしいよねという部分を払拭すべきという意味での独立性の保持。あるいは何となくそれじゃ許せないよねという、これも断ち切らなければいけないという、この外観的な独立性に非常に光が当たっているわけです。したがって、その前提にお金の動きがある場合の監査人に対しては、少なくとも関係当事者は絶対に独立であるということは認めないと思います。

したがって、先ほど久保田委員が言われたように、当事者側の方では、いや、これで十分ですと言っても、周りが駄目だと言っているわけですから、それはもうはっきり答えが出ている問題なのです。したがって、問題はこれが会社法にまで立ち入って考えると、ややっこしい問題が起きますけれども、全てすぐ解決できないにしても、この部分にはやはりメスを入れていただきたい。

もう1つ、一番重要なのは、今ここで議論しているのは、冒頭のこの報告書にも書いてありますように、多様化、複雑化、国際化が進展する中での監査業務ということで、国際的な視点でのマーケットでの監査業務を議論しているのであって、ドメスティックな、会社法だけの議論でやっているわけではないということです。

したがって、国際的な視点から見たときに、日本の監査役制度が説明がつかないということはみんな知っているわけでありまして、やはりそれを何かの形で、もしもそれが本当にいいものならば、この会計監査人である公認会計士との関係も明確にして、その制度整備をすることが必要ではないかと思います。ただ、すぐできないにしても、やはり証取法レベルの方から、それを問いかけをするということは、今回の報告書には非常に意味があるし、そうした記載が

入るのであれば、やはりこれは大英断の報告書ではないかと私は思います。

○八木委員 監査委員の一人として、感じたところを申し上げます。今のいろいろな議論を伺っておったんですけれども、まず監査役に決定権を与えるかどうかという件で、経団連の反対で通らなかったとか、企業の不祥事で監査役が訴えられたことがないとか、本当にその事実があったのか、その理由が何なのか私にはわかりませんが、いずれにしても、もうここで3回監査役の監査人選任については同意権がもうぎりぎりまで決定権までもたせるのは無理じゃないか、それから報酬の決定に至ってはもっと難しいということを申し上げて来たので、もうこれ以上申し上げませんが、この気持ちは変わりません。

ただ、企業の不祥事がなぜ起きるか、それをどうして防げないかですが、これはもう監査人の能力を超えた部分があると思います。ここ数日報じられたいろいろなケースを見ても、最近纏められた内部統制部会の資料でも、内部統制の限界について書かれていますが、経営者がインテンショナルに行う不正は内部統制の仕組みだけでは防止できない訳です。監査人の監査の限界についても、これは非常に似たところがあると思います。

そこで監査役・監査委員についてですが、私も自らそういう立場になって3年過ぎて感じることは、やはり会社のトップにざっくばらんに直言できる立場にない監査役・監査委員はこれはやはり機能しないということです。

ただ、残念ながら、今の日本の監査役・監査委員の状況ですが、必ずしも期待される条件を満足している方で多数が占められているとは見えないところもあるんですね。その辺の最も基本的なところをしっかりとさせないと、この部会は会計監査法人について議論する場でございませぬけれども、今の監査役との関係においては、土台のところがうやむやのままでは、不祥事はいつまでも起きてくるのではないかと、こういう気持ちを持っております。

それと同時に、当部会だけでなく内部統制についても感じたのですが、いろいろなルールの決め方において、欧米流のものの考え方がかなり強く入っているように思います。これも過去何回か申しましたけれども、例えば8ページあたりのところに不正とか違法行為を発見したとき、監査人はすぐ金融庁に連絡を義務づけるとか、あるいは企業からの不当な圧迫を受けることのないようこれを禁止するという記述があります。これについては危惧しているのは、企業と監査人とは当然のこととして、緊張感を持って仕事をしております。その結果、かなりひどい会話のやり取りもあります。その辺をもって、言うことを聞かないとか、あるいは圧力をかけているとかというのをどう判断し、「駆込寺」に駆け込むのかというようなことになると、これはよくその構成要件を決めなければいけないと思います。

こんな仕組がなくたって、例えば監査人には「契約の解約」という伝家の宝刀がある訳で、むしろそれの方が上場廃止につながる企業にとっては怖いことでもあります。何で現在のルールが機能しないのか、今回のようにルールを厳しくすることで会計監査が檢察的な色合いを帯びることを懸念します。

そういうことで、全て「あちら流」ではなくて、「日本流」という考え方もあるのではないかと思いますので、ぜひご勘案をお願いしたいと思います。以上です。

○澤田委員 監査役の議論と刑事罰の議論でもちきりで、非常にほかのことが発言しにくくて、どのタイミングで発言させてもらおうかなと思っていたんですが。監査の実務に携わる者として、現在の議論の方向性はよく理解できるんですが、ちょっと別の視点からご配慮願いたい点があります。まず5ページのところに、主任会計士の5年－5年のローテーションというのがあるんですが、私も制度的にはそういうものがある意味で外形的な、今八田先生が言われましたような外形的な独立性というのを担保できるのかもしれないと。

ただ、現実の問題としまして、この制度を導入されるということになりますと、まず対応できるのは、上位、大手5法と、あとは10本の指には足りないくらいではないかというのが多分現実であろうと思います。

そうしますと、我が国の場合は、特に米国とは異なり、小規模事務所についての配慮は全くなされていませんので、その辺の現状を踏まえた中で、検討していただかないと。現実に現在の7年－2年のローテーションでも、既に7年の期限が来たときには、監査から脱退するという方々の動きが相当強いですし、大手監査法人の寡占化をより促進して、企業側の監査人の選択肢を狭めるということで、この辺は何らかの一定の歯止めをかけた中で対処していただかないと、現実的には相当問題が生じるのではないかと思います。

それと新規公開会社に対する継続監査期間というテーマがあります。これについては、実際問題として、私もある一定の理解はするんですが、これは結構新規公開市場には影響を与える可能性があり、全く別の観点からの心配がございます。それが第1点です。

次に、行政罰のことにつきまして、10ページなんですが、我々は行政罰の多様な類型化というのは、よく理解できますが、この中に役員等の解任命令というのがあります。これは平成15年の法改正によりまして協会役員等の解任命令の規定が削除されました。協会よりも私的な組織体である監査法人に対して、役員解任命令の導入は、我々としてはなかなか理解のしがたいところだと思います。

先ほど、検査につきましても証券や金融機関と一緒に検査だという認識を示された意見もご

ございましたが、そこは我々プロフェッショナルの団体と、そういう団体とでは明確に違うと認識しております。また、この役員解任命令というのは、どちらかと言うと、過度に監査法人の構成員を萎縮させることになり、私は弊害の方が大きいのではないかと認識しています。

それと同様に、11ページのところの、個人の会計士、あるいは監査法人の社員についての故意と過失による処罰の種類ですが。行政の過失に対する判断の裁量権を拡大するものであると認識しまして、これについては過失と故意を明確に区別した中での考え方をお願いしたいと思います。

それと、ちょっと確認させていただきたいんですが、5ページのところに、ローテーション・ルールの整備という記述の上側のところに、「利害関係に関する記述が求められる範囲」について述べられていますが、これは多分公認会計士法第25条第2項の内容を検討するという形で理解させていただいていいのかなと思っております。

それと、2ページのところの一番上ですけれども、「監査業務以外の領域をも含めた幅広い知識、経験等」というところにつきましては、これが具体的にどういう形に見えるものになってくるのかなど。ここでの指摘は、我々が主張してきましたように、監査を行うためには、いろいろな周辺の知識や幅広い知識も要るんだということを取り上げていただいたと思うんですが、できれば監査法人が実施できる業務の表現を、現在は監査証明業務に支障がない限り云々ということになっていますが、目に見える形であれば「支障のない限り」という表現は削除していただければありがたいなと思っております。

最後に、このペーパーには、出ていないんですが、以前ちょっとお願いしたことで、協会の自主的な処分に先行して、行政の方が監査法人、あるいは個人の会計士を処分されるケースがあります。我々は、それに対して、的確に対処したいと思うんですが、その行政処分の内容をなかなか把握できない、公認会計士法第34条の第2項では、我々公認会計士協会はその処分に対する利害関係者ではないという理解をされており、資料の提供を求めることがどうもできないようなんです。そこで、何かその辺に対して、情報をいただけるような手立てをしていただければ、我々としても自主規制団体として、非常に社会的な責任を果たしやすい状況になるということで、ぜひご検討願えればと思います。以上でございます。

○関部会長 どうもありがとうございました。

そろそろ終了の時間も近づいてきておりますが、どうしてもこの場で言っておきたいという方、いらっしゃいますか。

じゃ、伊藤さんから。伊藤さんとあと増田さん。

○伊藤委員 私も先ほどの澤田さんの意見にちかいのですが、2ページ目の、なお書きのところ、私は大変よくできていると思うんですね。従ってこれを具体的に書き込んでほしいと思います。

○関部会長 簡潔に……。

○伊藤委員 それではもう時間がありませんので、結論を言います。澤田さんがおっしゃった、監査業務以外の領域を含めたはば広い知識、経験等を求めた云々というところ、つまり公認会計士の人たちの範囲をもっと広げて、財務的基盤を豊かにしてやらない限り公認会計士業務の不祥事、即ち企業に対する公認会計士の弱さの結果が出てくるので、ぜひこの機会に公認会計士業務の具体的な拡大範囲というものを明確にしてあげることが望ましいのではないかと思います。以上です。

○増田（宏）委員 時間がないので、簡潔に、監査法人等における品質管理、ガバナンス・ディスクロージャーのあり方のところなんですけれども、特に有限責任との絡みもあるんですが、監査法人における品質管理体制の構築ですけれども、3つの機能がありますけれども、その3つの機能について機関として設けなければいけないと、機能を持たなければいけないというのは、非常に我々としても品質管理基準で、これは当然やらなければいけないことなので、我々として考えているわけなんですけれども、こういったことは条件になると、そういった品質管理体制の整備をしている状況を公表するだとか、そういうことが当然必要だと思いますけれども、それを条件にしか有限責任を認めないと、これは最低資本金だとか、強制保険だとか、いろいろな条件がついて、財政状態の公表もしながら、かつこういう機関を設置しなければいけないということになりますと、非常に品質管理基準で決まっていて、今やっている以上に、厳しくなるということなので、機能の必要性は認めますけれども、機関を設置しなければいけないということだけはちょっと考えていただきたいなと思います。

○関部会長 今、ご議論あった点について、事務局の方から答えるべきことを少しコメントしたいと思います。

○池田企業開示課長 公認会計士協会の方からあったことの中の数多くの部分は、この報告書段階の問題というよりは報告書に示される基本的な考えを踏まえて、どう具体的制度設計をしていくかということに絡む問題だろうと思いますので、報告書がまとまったものを受けて、制度化していく中で、処理されていくものも少なくないと思いますが、1点だけ、公認会計士法の業務の範囲で支障がない限りという規定が34条の5にあり、2条1項に監査業務の範囲にあって、第2項に、それ以外の非監査証明業務ができるということが書いてあって、その2条

2項の業務は2条1項の監査業務に支障がない範囲でやれると書いてあって、法律の構成から言うと、この支障がない限りでという文言を落とすことは非常に難しいのだらうと思います。

問題は、多分に運用の問題だというふうに思っています、もし公認会計士協会の実務の中で、あるいは私どもの運用の中で何か具体的に運用上の問題があれば、そこは必要な対応を検討させていただくということかと思っています、ここに書いてある文言は、何かその2条の書き方を変えろということの意味しているものではないというふうに理解をしています。

○関部会長 それでは、本日の審議はこのあたりとさせていただきたいと存じます。

いろいろご意見をちょうだいいたしまして、本当にありがとうございました。本報告書につきましては、本日の議論を踏まえさせていただきまして、所要の修正をした上で、もう一度、次回、改めて委員の皆様方にお諮りしたいというふうに考えております。

それでは、次回の日程につき、事務局から連絡をお願いいたします。

○池田企業開示課長 次回の会合は、12月22日、今週の金曜日、13時からを予定しております。正式なご連絡は改めて事務局よりさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○関部会長 本日は、どうもありがとうございました。

これにて散会いたします。

午後4時05分 閉会